

個人情報の記載された文書の誤交付について（市民課）

市民環境部市民課において、個人情報の記載された文書を誤交付した事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過：

(1) 令和6年3月28日（木曜日）

- ・ 市民課の職員が、出生届を提出したA氏に出生届証明書等を交付した際、当該課で事務処理に使用した文書（以下「文書」という。）も誤って渡した。
- ・ 文書には、B氏の連絡先、B氏及び配偶者C氏並びにその親族であるD氏及びE氏の氏名、生年月日、性別、住所、本籍地が記載されていた。
- ・ 文書が事務所内不在に気づいた職員が、A氏に架電し、本件事案が発覚した。
- ・ A氏が市民課に来庁し、誤って渡した文書を回収した。
- ・ A氏に本件事案について謝罪するとともに、文書を見ていないことを確認した。

(2) 同月29日（金曜日）

- ・ B氏に架電するもつながらず。

(3) 4月2日（火曜日）

- ・ B氏に架電し、B氏及びC氏に対して本件事案について謝罪した。
- ・ E氏へはC氏を介し、本件事案について謝罪した。

(4) 同月6日（土曜日）

- ・ D氏宅へ訪問し、本件事案について謝罪した。

2 漏えいした情報

B氏の連絡先、B氏及びC氏並びにその親族であるD氏及びE氏の氏名、生年月日、性別、住所、本籍地

3 漏えいの原因

本来、交付業務を扱わない職員が交付したため。

4 再発防止措置

- ・ 個人情報の記載された用紙の廃棄を徹底する。
- ・ 届書を交付する際は、必ず交付業務を担当する職員が確認を行う。